

誓約書兼同意書

1 誓約事項

- （１） 初めて観音寺市奨学金返還支援事業補助金の交付を受ける日の属する年度の初日から起算して５年以上継続して本市に居住すること。
- （２） 観音寺市奨学金返還支援事業補助金に関する報告及び立入調査を本市から求められた場合は、それに応じること。
- （３） 補助金の交付の申請の日から起算して５年間は、住所又は就業先に変更があった場合、本市から転出をした場合その他補助対象者としての要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長にその旨を報告すること。
- （４） 前号に該当する場合は、観音寺市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還すること。
- （５） 暴力団等の反社会的勢力と密接な関係を有しないこと。

2 同意事項

- （１） 補助金の適正な執行に必要な範囲内で、申請者の住民基本台帳の情報及び市税の納付状況を本市が確認すること。
- （２） 大学生等かがわ定着促進基金条例（平成 27 年香川県条例第 39 号）により設置した基金を活用して香川県が実施する奨学金返還支援制度又は観音寺市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱（平成 29 年観音寺市告示第 76 号）により本市が実施する奨学金返還支援制度の支援対象者でないことの確認のため、観音寺市奨学金返還支援事業補助金の交付事務において得た個人情報香川県又は本市に提供すること。

観音寺市奨学金返還支援事業補助金の交付申請に当たり、上記のことについて誓約及び同意します。

年 月 日

観音寺市長 宛て

住所

氏名